

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成21年2月20日

【会社名】 大研医器株式会社

【英訳名】 DAIKEN MEDICAL CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山田 圭一

【本店の所在の場所】 大阪府中央区道修町三丁目6番1号
京阪神不動産御堂筋ビル14階

【電話番号】 06-6231-9901(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営管理部長 大浜 正彦

【最寄りの連絡場所】 大阪府中央区道修町三丁目6番1号
京阪神不動産御堂筋ビル14階

【電話番号】 06-6231-9901(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営管理部長 大浜 正彦

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 募集金額
ブックビルディング方式による募集 701,250,000円
売出金額
(引受人の買取引受けによる売出し)
ブックビルディング方式による売出し 393,750,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)
ブックビルディング方式による売出し 185,625,000円
(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、
有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年2月4日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集750,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成21年2月19日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し515,000株(引受人の買取引受による売出し350,000株・オーバーアロットメントによる売出し165,000株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項及び記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）

第二部 企業情報

第5 経理の状況

- 2 財務諸表等
 - (2) 主な資産及び負債の内容
資産の部

第三部 特別情報

第1 提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表

3 利益処分計算書

注記事項

- (リース取引関係)
- (退職給付関係)
- (税効果会計関係)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	750,000(注)2	1単元の株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。

(注) 1 平成21年2月4日開催の取締役会決議によっております。

2 発行数については、平成21年2月19日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3 振替機関の名称及び住所は以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	750,000	1単元の株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。

(注) 1 平成21年2月4日開催の取締役会決議によっております。

2 振替機関の名称及び住所は以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 2の全文削除及び3の番号変更

2 【募集の方法】

(訂正前)

平成21年3月2日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成21年2月19日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	750,000	707,625,000	387,112,500
計(総発行株式)	750,000	707,625,000	387,112,500

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成21年2月4日開催の取締役会決議に基づき、平成21年3月2日に決定される予定の引受価額を基礎とし、会社計算規則第37条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,110円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は832,500,000円となります。
- 6 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成21年3月2日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成21年2月19日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(935円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	750,000	701,250,000	392,343,750
計(総発行株式)	750,000	701,250,000	392,343,750

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成21年2月4日開催の取締役会決議に基づき、平成21年3月2日に決定される予定の引受価額を基礎とし、会社計算規則第37条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
- 5 仮条件(1,100円～1,150円)の平均価格(1,125円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は843,750,000円となります。
- 6 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成21年 3月 4日(水) 至 平成21年 3月 9日(月)	未定 (注) 4	平成21年 3月11日(水)

(注) 1 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成21年 2月19日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成21年 3月 2日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成21年 2月19日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成21年 3月 2日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成21年 2月 4日開催の取締役会において、平成21年 3月 2日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第37条第 1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする旨、決議しております。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、平成21年 3月12日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 申込みに先立ち、平成21年 2月23日から平成21年 2月27日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	935	未定 (注) 3	100	自 平成21年3月4日(水) 至 平成21年3月9日(月)	未定 (注) 4	平成21年3月11日(水)

(注) 1 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,100円以上1,150円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成21年3月2日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

医療機器マーケットにおけるディスポーザブル製品のシェアが高く収益安定性がある。

旺盛な研究開発意欲と技術に裏付けされた製品競争力を持ち合せている。

病院の経営悪化と海外展開が遅れることが懸念される。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,100円から1,150円の範囲が妥当であると判断いたしました。

- 2 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(935円)及び平成21年3月2日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成21年2月4日開催の取締役会において、平成21年3月2日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第37条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする旨、決議しております。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、平成21年3月12日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 申込み在先立ち、平成21年2月23日から平成21年2月27日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能です。
販売に当たりましては、取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 引受価額が会社法上の払込金額(935円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成21年3月11日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
大和証券エスエムピー シー 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
東海東京証券株式会社	東京都中央区日本橋三丁目6番2号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
エース証券株式会社	大阪市中央区本町二丁目6番11号		
高木証券株式会社	大阪市北区梅田一丁目3番1 400号		
計		750,000	

- (注) 1 平成21年2月19日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2 上記引受人と発行価格決定日(平成21年3月2日)に元引受契約を締結する予定であります。
3 引受人は、上記引受株式数のうち、5,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	530,000	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成21年3月11日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
大和証券エスエムピー シー 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	110,000	
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	44,000	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	27,500	
東海東京証券株式会社	東京都中央区日本橋三丁目6番2号	11,000	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	11,000	
エース証券株式会社	大阪市中央区本町二丁目6番11号	11,000	
高木証券株式会社	大阪市北区梅田一丁目3番1 400号	5,500	
計		750,000	

- (注) 1 上記引受人と発行価格決定日(平成21年3月2日)に元引受契約を締結する予定であります。
2 引受人は、上記引受株式数のうち、5,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1の全文削除及び2、3の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
<u>774,225,000</u>	20,000,000	<u>754,225,000</u>

(注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,110円)を基礎として算出した見込額であります。

- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
<u>784,687,500</u>	20,000,000	<u>764,687,500</u>

(注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,100円～1,150円)の平均価格(1,125円)を基礎として算出した見込額であります。

- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額754,225千円については、販売管理システム及び財務会計システムの設備拡充の資金101,760千円に充当し、残額については借入金の返済に充当する予定であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

(訂正後)

上記の手取概算額764,687千円については、販売管理システム及び財務会計システムの設備拡充の資金101,760千円に充当し、残額については借入金の返済に充当する予定であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(訂正前)

平成21年3月2日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者 の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち入 札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディ ング方式	350,000	388,500,000	堺市堺区緑ヶ丘南町二丁目1番21号 山田 満 350,000株
計(総売出株式)		350,000	388,500,000	

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 3 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,110円)で算出した見込額であります。
- 4 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 5 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載した振替機関と同一であります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成21年3月2日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者 の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち入 札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディ ング方式	350,000	<u>393,750,000</u>	堺市堺区緑ヶ丘南町二丁目1番21号 山田 満 350,000株
計(総売出株式)		350,000	<u>393,750,000</u>	

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 3 売出価額の総額は、仮条件(1,100円~1,150円)の平均価格(1,125円)で算出した見込額であります。
- 4 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 5 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者 の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し		
	入札方式のうち入 札 によらない売出し		
普通株式	ブックビルディン グ方式	165,000	183,150,000 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 165,000株
計(総売出株式)		165,000	183,150,000

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需
要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによ
る売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止され
る場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオー
バーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シン
ジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 グリーンシュエーションとシン
ジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されてお
ります。
- 4 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも
中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,110円)で算出した見込額でありま
す。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載した振替機関と同一
であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者 の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち 入札による売出し			
	入札方式のうち入 札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディン グ方式	165,000	<u>185,625,000</u>	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 165,000株
計(総売出株式)		165,000	<u>185,625,000</u>	

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、仮条件(1,100円～1,150円)の平均価格(1,125円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

第二部 【企業情報】

第5 【経理の状況】

2 【財務諸表等】

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成20年3月31日現在)

資産の部

b 受取手形

イ 相手先別内訳

(訂正前)

相手先	金額(千円)
(株)八神製作所	79,340
(株)田中三誠堂	77,381
(株)ムトウ	62,382
宮野医療器(株)	58,305
(株)シバタインテック	47,194
その他	537,566
計	862,172

(訂正後)

相手先	金額(千円)
(株)八神製作所	79,340
(株)イノメディックス	77,381
(株)ムトウ	62,382
宮野医療器(株)	58,305
(株)シバタインテック	47,194
その他	537,566
計	862,172

(注) 株式会社イノメディックスは、平成20年4月1日をもって株式会社田中三誠堂と浜医科工業株式会社とが合併し商号変更を行ったものであり、上記受取手形残高は両社の合算で記載しております。

なお、それぞれの平成20年3月31日現在の受取手形残高は下記のとおりであります。

株式会社田中三誠堂 27,066千円

浜医科工業株式会社 50,315千円

第三部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

3 【利益処分計算書】

(訂正前)

区分	注記 番号	第36期 (平成16年6月25日)		第37期 (平成17年6月24日)		第38期 (平成18年6月23日)	
		金額(千円)		金額(千円)		金額(千円)	
当期末処分利益			612,723		890,577		1,007,507
利益処分量							
配当金		26,711	26,711	46,744	46,744	26,711	26,711
次期繰越利益			586,012		843,832		980,796

(注) 日付は株主総会承認年月日であります。

(訂正後)

区分	注記 番号	第36期 (平成16年6月25日)		第37期 (平成20年1月31日)		第38期 (平成20年1月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)		金額(千円)	
当期末処分利益			612,723		890,577		1,007,507
利益処分量							
配当金		26,711	26,711	46,744	46,744	26,711	26,711
次期繰越利益			586,012		843,832		980,796

(注) 日付は株主総会承認年月日であります。また、第37期は平成17年6月24日、第38期は平成18年6月23日の定時株主総会にて承認されておりましたが、決算修正を行ったため、平成20年1月31日の臨時株主総会にて承認されたものであります。

注記事項

(リース取引関係)

(訂正前)

第36期 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)				第37期 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)				第38期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記(借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記(借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記(借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
車両運搬具	22,260	8,715	13,545	車両運搬具	29,886	12,121	17,764	車両運搬具	20,346	7,975	12,370
工具器具及び備品	15,132	3,278	11,853	工具器具及び備品	15,132	6,305	8,827	工具器具及び備品	19,682	10,342	9,339
合計	37,392	11,993	25,398	合計	45,018	18,426	26,591	合計	40,028	18,318	21,710
(注)取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高に占める割合が低いいため支払利子込み法により算定しております。				(注) 同左				(注) 同左			
(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 8,694千円 1年超 16,704千円 合計 25,398千円				(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 8,420千円 1年超 18,170千円 合計 26,591千円				(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 8,612千円 1年超 13,097千円 合計 21,710千円			
(注)未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高に占める割合が低いいため支払利子込み法により算定しております。				(注) 同左				(注) 同左			
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 8,694千円 減価償却費相当額 8,694千円				(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 9,177千円 減価償却費相当額 9,177千円				(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 8,106千円 減価償却費相当額 8,106千円			
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左			

(訂正後)

第36期 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)				第37期 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)				第38期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記（借主側） (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記（借主側） (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記（借主側） (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
車両運搬具	22,260	8,715	13,545	車両運搬具	29,886	12,121	17,764	車両運搬具	20,346	7,975	12,370
工具器具及び備品	15,132	3,278	11,853	工具器具及び備品	15,132	6,305	8,827	工具器具及び備品	19,682	10,342	9,339
合計	37,392	11,993	25,398	合計	45,018	18,426	26,591	合計	40,028	18,318	21,710
(注)取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高に占める割合が低いいため支払利子込み法により算定しております。				(注) 同左				(注) 同左			
(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 8,694千円 1年超 16,704千円 合計 25,398千円				(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 8,420千円 1年超 18,170千円 合計 26,591千円				(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 8,612千円 1年超 13,097千円 合計 21,710千円			
(注)未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高に占める割合が低いいため支払利子込み法により算定しております。				(注) 同左				(注) 同左			
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 7,814千円 減価償却費相当額 7,814千円				(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 9,177千円 減価償却費相当額 9,177千円				(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 8,106千円 減価償却費相当額 8,106千円			
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左			

(退職給付関係)

(訂正前)

第36期 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	第37期 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	第38期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 採用している退職給付制度の概要 当社は退職金規定に基づき、退職一時金制度を設けております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左	1 採用している退職給付制度の概要 同左
2 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 56,780千円 退職給付引当金 56,780千円 (注)簡便法により退職給付債務を算定しております。	2 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 53,117千円 退職給付引当金 53,117千円 (注)簡便法により退職給付債務を算定しております。	2 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 54,944千円 退職給付引当金 54,944千円 (注)簡便法により退職給付債務を算定しております。
3 退職給付費用に関する事項 当社は、従業員の退職給付に備える為、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められている額を計上する簡便法を採用しております。当事業年度の退職給付費用は2,922千円であります。	3 退職給付費用に関する事項 当社は、従業員の退職給付に備える為、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められている額を計上する簡便法を採用しております。当事業年度の退職給付費用は3,060千円であります。	3 退職給付費用に関する事項 当社は、従業員の退職給付に備える為、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められている額を計上する簡便法を採用しております。当事業年度の退職給付費用は5,074千円であります。

(訂正後)

第36期 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	第37期 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	第38期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 採用している退職給付制度の概要 当社は退職金規定に基づき、退職一時金制度を設けております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左	1 採用している退職給付制度の概要 同左
2 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 56,780千円 退職給付引当金 56,780千円 (注)簡便法により退職給付債務を算定しております。	2 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 53,117千円 退職給付引当金 53,117千円 (注)簡便法により退職給付債務を算定しております。	2 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 54,944千円 退職給付引当金 54,944千円 (注)簡便法により退職給付債務を算定しております。
3 退職給付費用に関する事項 当社は、従業員の退職給付に備える為、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められている額を計上する簡便法を採用しております。当事業年度の退職給付費用は2,922千円であります。	3 退職給付費用に関する事項 当社は、従業員の退職給付に備える為、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められている額を計上する簡便法を採用しております。当事業年度の退職給付費用は3,060千円であります。	3 退職給付費用に関する事項 当社は、従業員の退職給付に備える為、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められている額を計上する簡便法を採用しております。当事業年度の退職給付費用は5,369千円であります。

(税効果会計関係)

(訂正前)

第36期 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)	第37期 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)	第38期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)																																																														
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債 の主な発生の原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table> <tr><td>貸倒引当金</td><td>9,428千円</td></tr> <tr><td>有形固定資産償却限 度超過額</td><td>6,417千円</td></tr> <tr><td>会員権評価損</td><td>20,625千円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td>13,353千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>22,995千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>130,224千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>7,919千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>210,964千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table> <tr><td>その他有価証券評価 差額金</td><td>3,776千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産の純額 207,188千円</p>	貸倒引当金	9,428千円	有形固定資産償却限 度超過額	6,417千円	会員権評価損	20,625千円	投資有価証券評価損	13,353千円	退職給付引当金	22,995千円	役員退職慰労引当金	130,224千円	その他	7,919千円	繰延税金資産合計	210,964千円	その他有価証券評価 差額金	3,776千円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債 の主な発生の原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table> <tr><td>貸倒引当金</td><td>9,163千円</td></tr> <tr><td>棚卸資産強制評価減</td><td>16,674千円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>22,391千円</td></tr> <tr><td>有形固定資産償却限 度超過額</td><td>11,433千円</td></tr> <tr><td>会員権評価損</td><td>20,625千円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td>13,353千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>21,208千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>139,876千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>11,890千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>266,618千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table> <tr><td>その他有価証券評価 差額金</td><td>5,027千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産の純額 261,590千円</p>	貸倒引当金	9,163千円	棚卸資産強制評価減	16,674千円	未払事業税	22,391千円	有形固定資産償却限 度超過額	11,433千円	会員権評価損	20,625千円	投資有価証券評価損	13,353千円	退職給付引当金	21,208千円	役員退職慰労引当金	139,876千円	その他	11,890千円	繰延税金資産合計	266,618千円	その他有価証券評価 差額金	5,027千円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債 の主な発生の原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table> <tr><td>貸倒引当金</td><td>10,488千円</td></tr> <tr><td>有形固定資産償却限 度超過額</td><td>15,305千円</td></tr> <tr><td>会員権評価損</td><td>19,936千円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td>13,346千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td>21,989千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td>146,154千円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>8,252千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>36,164千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>19,383千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>291,021千円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table> <tr><td>その他有価証券評価 差額金</td><td>12,870千円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産の純額 278,151千円</p>	貸倒引当金	10,488千円	有形固定資産償却限 度超過額	15,305千円	会員権評価損	19,936千円	投資有価証券評価損	13,346千円	退職給付引当金	21,989千円	役員退職慰労引当金	146,154千円	減損損失	8,252千円	未払費用	36,164千円	その他	19,383千円	繰延税金資産合計	291,021千円	その他有価証券評価 差額金	12,870千円
貸倒引当金	9,428千円																																																															
有形固定資産償却限 度超過額	6,417千円																																																															
会員権評価損	20,625千円																																																															
投資有価証券評価損	13,353千円																																																															
退職給付引当金	22,995千円																																																															
役員退職慰労引当金	130,224千円																																																															
その他	7,919千円																																																															
繰延税金資産合計	210,964千円																																																															
その他有価証券評価 差額金	3,776千円																																																															
貸倒引当金	9,163千円																																																															
棚卸資産強制評価減	16,674千円																																																															
未払事業税	22,391千円																																																															
有形固定資産償却限 度超過額	11,433千円																																																															
会員権評価損	20,625千円																																																															
投資有価証券評価損	13,353千円																																																															
退職給付引当金	21,208千円																																																															
役員退職慰労引当金	139,876千円																																																															
その他	11,890千円																																																															
繰延税金資産合計	266,618千円																																																															
その他有価証券評価 差額金	5,027千円																																																															
貸倒引当金	10,488千円																																																															
有形固定資産償却限 度超過額	15,305千円																																																															
会員権評価損	19,936千円																																																															
投資有価証券評価損	13,346千円																																																															
退職給付引当金	21,989千円																																																															
役員退職慰労引当金	146,154千円																																																															
減損損失	8,252千円																																																															
未払費用	36,164千円																																																															
その他	19,383千円																																																															
繰延税金資産合計	291,021千円																																																															
その他有価証券評価 差額金	12,870千円																																																															
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用 後の法人税等の負担率との差 異の原因となった主な項目別 の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用 後の法人税等の負担率との差 異が法定実効税率の百分の五 以下であるため、記載しており ません。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用 後の法人税等の負担率との差 異の原因となった主な項目別 の内訳</p> <table> <tr><td></td><td>(%)</td><td></td><td>(%)</td></tr> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td>40.5</td><td>法定実効税率 (調整)</td><td>40.5</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金 算入されない項目</td><td>1.8</td><td>交際費等永久に損金 算入されない項目</td><td>3.6</td></tr> <tr><td>研究開発費等控除</td><td>7.3</td><td>研究開発費等控除</td><td>7.6</td></tr> <tr><td>住民税均等割り等</td><td>0.3</td><td>住民税均等割り等</td><td>0.6</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.9</td><td>その他</td><td>0.8</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の 法人税等の負担率</td><td>34.4</td><td>税効果会計適用後の 法人税等の負担率</td><td>36.3</td></tr> </table>		(%)		(%)	法定実効税率 (調整)	40.5	法定実効税率 (調整)	40.5	交際費等永久に損金 算入されない項目	1.8	交際費等永久に損金 算入されない項目	3.6	研究開発費等控除	7.3	研究開発費等控除	7.6	住民税均等割り等	0.3	住民税均等割り等	0.6	その他	0.9	その他	0.8	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	34.4	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	36.3	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用 後の法人税等の負担率との差 異の原因となった主な項目別 の内訳</p> <table> <tr><td></td><td>(%)</td><td></td><td>(%)</td></tr> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td>40.5</td><td>法定実効税率 (調整)</td><td>40.5</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金 算入されない項目</td><td>1.8</td><td>交際費等永久に損金 算入されない項目</td><td>3.6</td></tr> <tr><td>研究開発費等控除</td><td>7.3</td><td>研究開発費等控除</td><td>7.6</td></tr> <tr><td>住民税均等割り等</td><td>0.3</td><td>住民税均等割り等</td><td>0.6</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.9</td><td>その他</td><td>0.8</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の 法人税等の負担率</td><td>34.4</td><td>税効果会計適用後の 法人税等の負担率</td><td>36.3</td></tr> </table>		(%)		(%)	法定実効税率 (調整)	40.5	法定実効税率 (調整)	40.5	交際費等永久に損金 算入されない項目	1.8	交際費等永久に損金 算入されない項目	3.6	研究開発費等控除	7.3	研究開発費等控除	7.6	住民税均等割り等	0.3	住民税均等割り等	0.6	その他	0.9	その他	0.8	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	34.4	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	36.3						
	(%)		(%)																																																													
法定実効税率 (調整)	40.5	法定実効税率 (調整)	40.5																																																													
交際費等永久に損金 算入されない項目	1.8	交際費等永久に損金 算入されない項目	3.6																																																													
研究開発費等控除	7.3	研究開発費等控除	7.6																																																													
住民税均等割り等	0.3	住民税均等割り等	0.6																																																													
その他	0.9	その他	0.8																																																													
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	34.4	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	36.3																																																													
	(%)		(%)																																																													
法定実効税率 (調整)	40.5	法定実効税率 (調整)	40.5																																																													
交際費等永久に損金 算入されない項目	1.8	交際費等永久に損金 算入されない項目	3.6																																																													
研究開発費等控除	7.3	研究開発費等控除	7.6																																																													
住民税均等割り等	0.3	住民税均等割り等	0.6																																																													
その他	0.9	その他	0.8																																																													
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	34.4	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	36.3																																																													

(訂正後)

第36期 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)	第37期 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)	第38期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債 の主な発生の原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金 9,428千円</p> <p>有形固定資産償却限 度超過額 6,417千円</p> <p>会員権評価損 20,625千円</p> <p>投資有価証券評価損 13,353千円</p> <p>退職給付引当金 22,995千円</p> <p>役員退職慰労引当金 130,224千円</p> <p>その他 7,919千円</p> <p>繰延税金資産合計 210,964千円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>その他有価証券評価 差額金 3,776千円</p> <p>繰延税金資産の純額 207,188千円</p>	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債 の主な発生の原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金 9,163千円</p> <p>棚卸資産強制評価減 16,674千円</p> <p>未払事業税 22,391千円</p> <p>有形固定資産償却限 度超過額 11,433千円</p> <p>会員権評価損 20,625千円</p> <p>投資有価証券評価損 13,353千円</p> <p>退職給付引当金 21,208千円</p> <p>役員退職慰労引当金 139,876千円</p> <p>その他 11,890千円</p> <p>繰延税金資産合計 266,618千円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>その他有価証券評価 差額金 5,027千円</p> <p>繰延税金資産の純額 261,590千円</p>	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債 の主な発生の原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>貸倒引当金 10,488千円</p> <p>有形固定資産償却限 度超過額 15,305千円</p> <p>会員権評価損 19,936千円</p> <p>投資有価証券評価損 13,346千円</p> <p>退職給付引当金 21,989千円</p> <p>役員退職慰労引当金 146,154千円</p> <p>減損損失 8,252千円</p> <p>未払費用 36,164千円</p> <p>その他 19,383千円</p> <p>繰延税金資産合計 291,021千円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>その他有価証券評価 差額金 12,870千円</p> <p>繰延税金資産の純額 278,151千円</p>
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用 後の法人税等の負担率との差 異の原因となった主な項目別 の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用 後の法人税等の負担率との差 異が法定実効税率の百分の五 以下であるため、記載しており ません。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用 後の法人税等の負担率との差 異の原因となった主な項目別 の内訳</p> <p>(%)</p> <p>法定実効税率 40.5</p> <p>(調整)</p> <p>交際費等永久に損金 算入されない項目 1.8</p> <p>研究開発費等控除 7.3</p> <p>住民税均等割り等 0.3</p> <p>その他 1.0</p> <p>税効果会計適用後の 法人税等の負担率 34.3</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用 後の法人税等の負担率との差 異の原因となった主な項目別 の内訳</p> <p>(%)</p> <p>法定実効税率 40.5</p> <p>(調整)</p> <p>交際費等永久に損金 算入されない項目 3.6</p> <p>研究開発費等控除 7.6</p> <p>住民税均等割り等 0.6</p> <p>その他 0.8</p> <p>税効果会計適用後の 法人税等の負担率 36.3</p>